

最高裁秘書第2952号

令和5年12月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

9月8日付け（同月12日受付、第050173号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

必要な承認を得ずに密かにマカオに旅行し、カジノで大勝して修習給付金を約5倍にしたのの、8月15日頃の台風で帰国できなかつた76期司法修習生に関して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である人事管理に係る事務に関する公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）